

吸収合併契約に関する事後備置書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

株式会社エーアイ（以下「エーアイ」という）及び株式会社 ATR-Trek（以下「ATR-Trek」という）は、エーアイを吸収合併存続会社、ATR-Trek を吸収合併消滅会社とし、2025 年 9 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本吸収合併」という）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は以下のとおりです。

2025 年 9 月 1 日

東京都文京区西片 1 丁目 15 番 15 号
株式会社エーアイ

1. 吸収合併が効力を生じた日

2025年9月1日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第784条の2の規定による反対株主の差止請求手続の経過

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による反対株主の株式買取請求手続の経過

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定による新株予約権買取請求手続の経過

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による債権者異議手続の経過

吸収合併消滅会社は、会社法第789条第2項の規定に従い、2025年7月22日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し本件吸収合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項

(1) 会社法第796条の2の規定による反対株主の差止請求手続の経過

本件吸収合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、反対株主の差止請求について、該当事項はありません。

(2) 会社法第797条の規定による反対株主の買取請求手続の経過

本件吸収合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 会社法第799条の規定による債権者異議手続の経過

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に従い、2025年7月22日付の官報及び同日付の電子公告において、債権者に対し本件吸収合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債その他の権利義務の一切を継承しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

本吸収合併の効力発生日である 2025 年 9 月 1 日から 2 週間以内に申請する予定です。

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙

吸収合併に関する事前備置書面

吸収合併契約に関する事前備置書面

(吸収合併存続会社／会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面)

(吸収合併消滅会社／会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

株式会社エーアイ（以下「エーアイ」という）及び株式会社 ATR-Trek（以下「ATR-Trek」という）は、2025 年 7 月 18 日付でのエーアイにおける取締役会決議及び 2025 年 7 月 16 日付での ATR-Trek における取締役会決議を経て、2025 年 7 月 18 日、エーアイを吸収合併存続会社、ATR-Trek を吸収合併消滅会社とする合併契約書を締結し、2025 年 9 月 1 日を効力発生日とする吸収合併（以下「本吸収合併」という）を行うことといたしました。本吸収合併に関し、会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は以下のとおりです。

なお、本吸収合併は、吸収合併存続会社であるエーアイにおいては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易吸収合併の要件を満たし、吸収合併消滅会社である ATR-Trek においては同法第 784 条第 1 項に定める略式合併の要件を満たすものとなります。

2025 年 7 月 22 日

株式会社エーアイ

株式会社 ATR-Trek

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおり、2025年7月18日付で吸収合併契約を締結いたしました。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

(1) 吸収合併存続会社であるエアアイの最終事業年度に係る計算書類等

エアアイは有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム（EDINET）」よりご覧いただけます。

(2) 吸収合併消滅会社であるATR-Trekの最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。なお、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象といたしましては、2025年7月1日付で、株式会社ATR-Trekの株主であったATR-Promotion株式会社が保有する全株式が株式会社エアアイに譲渡され、株式会社ATR-Trekは株式会社エアアイの完全子会社となりました。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生日後の当社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておられません。

従って、本吸収合併後における当社の債務について履行の見込があると判断いたしません。

6. 本書面の備置開始日後、本吸収合併が効力を生ずる日までの間に上記の事項につき変更が生じたときにおける当該変更後の内容

本書面の備置開始日後、上記事項に変更が生じた場合には、別途、書面を備え置いて開示することといたします。

別紙 1

吸収合併契約の内容

合併契約書

株式会社エーアイ（以下「甲」という。）と株式会社 ATR-Trek（以下「乙」という。）とは、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（存続会社及び消滅会社）

- 甲及び乙は、本効力発生日（第5条において定義される。）付で、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）し、甲が乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は解散する。
- 甲及び乙の称号および住所は以下のとおりである。
 - 甲：吸収合併存続会社
（商号）株式会社エーアイ
（住所）東京都文京区西片一丁目15番15号
 - 乙：吸収合併消滅会社
（商号）株式会社 ATR-Trek
（住所）大阪市淀川区西中島六丁目1番1号

第2条（無対価合併）

本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して普通株式その他の金銭等を交付しない。

第3条（増加すべき資本金及び準備金等）

本合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

第4条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は2025年9月1日とする。ただし、合併手続の進行上必要がある場合は、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第5条（会社財産の引継ぎ）

乙は、本効力発生日において存在する一切の資産、負債及び権利義務その他の法律関係を、甲に引き継ぐ。

第6条（従業員）

甲は、本効力発生日における乙の従業員を引継ぐものとし、従業員に関する取扱いについては、甲乙協議の上決定する。

第7条（合併承認）

甲及び乙は、本合併は、甲にとって簡易合併、乙にとって略式合併の要件を満たすことを相互に確認する。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、本効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その重要な財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議の上、これを行う。

第9条（条件の変更、解除）

甲又は乙は、本契約締結後、本効力発生日に至るまでに、甲又は乙の資産、負債、経営の状況など本契約締結の前提となる事情に重大な変動が生じたとき、隠れたる重大な瑕疵があったことが発覚したとき、その他本合併の目的の達成が困難となった場合は、甲乙協議の上、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（合意管轄裁判所）

各当事者は、本契約に関する一切の紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第11条（誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義が生じたとき、甲及び乙は、誠意をもって協議し速やかに解決をはかるものとする。

本契約締結の証として、本書1通に甲乙各記名押印の上、甲が原本を、乙が写しを保持するものとする。

2025年7月18日

甲：東京都文京区西片一丁目15番15号
株式会社エーアイ
代表取締役 廣飯 伸一



乙：大阪市淀川区西中島六丁目1番1号
株式会社 ATR-Trek
代表取締役 深田 俊明



別紙2

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る
計算書類の内容

損益計算書

自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日

(当期累計期間)

株式会社ATR-Trek 第20期

(単位：千円)

科 目	金 額	
【売上高】		
受託設計料	22,317	
受取ライセンス料	5,933	
サービス売上高	18,222	46,474
【売上原価】		
当期製品製造原価	32,878	32,878
売上総利益		13,595
【販売費及び一般管理費】		36,561
営業利益		△22,965
【営業外収益】		
受取利息	251	
為替差益	42	
雑収入	6	299
【営業外費用】		
雑損失	213	213
経常利益		△22,880
税引前当期純利益		△22,880
法人税等		411
当期純利益		△23,291

株主資本等変動計算書

自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日

(当期累計期間)

株式会社ATR-Trek 第20期

(単位：千円)

科 目	変 動 事 由	金 額
【株 主 資 本】		
【資 本 金】		
資 本 金	当期首残高及び当期末残高	60,000
【資本剰余金合計】		
資 本 準 備 金	当期首残高及び当期末残高	20,000
資本剰余金合計	当期首残高及び当期末残高	20,000
【利 益 剰 余 金】		
(その他利益剰余金)		
繰越利益剰余金	当期首残高	405,175
	当期変動額 当期純利益	△23,291
	当期末残高	381,884
利益剰余金合計	当期首残高	405,175
	当期変動額	△23,291
	当期末残高	381,884
株主資本合計	当期首残高	485,175
	当期変動額	△23,291
	当期末残高	461,884
純資産合計	当期首残高	485,175
	当期変動額	△23,291
	当期末残高	461,884